

捜査書類及び証拠物件の不適正管理について

対象受検機関：警察本部総務部総務課・施設課、警務部警務課、刑事部刑事総務課、犯罪抑止戦略本部

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)									
<p>1 警察署における捜査書類及び証拠物件の不適正管理問題</p> <p>(1) 捜査書類及び証拠物件の不適正管理問題の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>捜査書類・証拠物件については、「刑事訴訟法」、「犯罪捜査規範」、「大阪府警察証拠物件管理要綱」等により、適正な管理を行わなければならないとされている。</li> <li>しかし、平成24年11月に羽曳野警察署において捜査書類及び証拠物件が本来の保管場所ではないダクト室に放置されるという、不適正管理が発覚した。</li> </ul> <p>(2) 府警本部の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年3月 証拠物件等をネットワークで一元管理できる総合捜査支援システムの改修</li> <li>平成26年4月 府内全署に証拠品係を新設</li> <li>平成26年7月 全署を対象に不適正管理についての調査を開始</li> <li>平成26年10月 副本部長をトップとする「適正な捜査関係書類等管理方策検討プロジェクト」を設置</li> <li>平成26年10月 証拠物件の押収から払出しまでを一元的に管理するよう「証拠物件の取扱い及び保管管理要領」を制定</li> <li>平成28年2月 被害届のナンバーリングによる一元管理</li> <li>平成28年4月 業務負担の大きい南署及び西成署の人員増</li> </ul> <p>2 府内全警察署調査結果と再発防止策（平成28年7月発表）</p> <p>(1) 調査結果（全65署中61署において不適正管理を確認）</p> <table border="1" data-bbox="281 1129 982 1245"> <thead> <tr> <th></th> <th>事件数</th> <th>証拠物件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時効完成</td> <td>2,270</td> <td>8,345</td> </tr> <tr> <td>うち、時効送致分</td> <td>1,216</td> <td>4,848</td> </tr> </tbody> </table> <p>※府警本部は、時効前についての件数は「未把握」としている。</p> <p>(2) 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 証拠品管理センター（注）の運用、証拠物件の組織的管理の開始</li> <li>イ 総合捜査支援システムによる捜査書類や証拠品等の一元管理</li> <li>ウ 被害届のナンバーリングによる一元管理</li> </ul> <p>（注）証拠品管理センター開設は、平成24年4月</p> <p>3 関係者の処分</p> <p>関係者の処分については、府警本部は「関係者を特定できない」として、上記61署に対する業務指導を行った。</p>		事件数	証拠物件数	時効完成	2,270	8,345	うち、時効送致分	1,216	4,848	<p>府警本部や公安委員会のホームページ上には調査結果や再発防止策の具体的な内容がわかる資料が掲載されていない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【犯罪捜査規範】</b> （捜査書類の作成）</p> <p>第55条 捜査を行うに当つては、司法警察職員捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。 （資料の組織的収集等）</p> <p>第79条 捜査資料の収集は、捜査専従員のみによって行われるのではなく、全警察職員の組織的な活動によって行われるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により収集した捜査資料及びその写しは、適切に管理しなければならない。 （関連事件の送致及び送付）</p> <p>第194条 第11章（少年事件に関する特則）に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府警察証拠物件管理要綱】</b></p> <p>第3 証拠物件の取扱い及び保管の基本</p> <p>1 証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件が犯罪の立証のための重要な資料であることにかんがみ、滅失、破損、変質、変形、混合又は散逸を防止するものとする。</p> <p>2 証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件の紛失等の事故が発生することのないよう、定められた保管設備において証拠物件を保管するものとする。</p> <p>3 証拠物件は、捜査（触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）を含む。）の推移により可能な限り速やかに送致（送付を含む。以下同じ。）の措置を執るものとし、留置の必要がなくなったものについては、速やかに還付（仮還付を含む。以下同じ。）の措置を執るものとする。</p> </div>	<p>調査結果及び再発防止策については、府民の関心の高い事項であり、府民の信頼に応えるためにも、より具体的な内容について、ホームページなど府民がアクセスしやすい方法により公表されたい。</p>
	事件数	証拠物件数									
時効完成	2,270	8,345									
うち、時効送致分	1,216	4,848									
措置の内容											
<p>府監査委員からの是正意見を受け、平成28年10月27日に、是正措置結果や再発防止策を内容とする「捜査関係書類・証拠物品等の不適正管理にかかる是正措置結果について」を大阪府警察ホームページに掲載しました。</p>											

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月10日、事務局：平成28年6月2日から同年7月15日まで）